

ASAHI NEWS

令和3年12月10日
第141号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 12月の主な予定 ■■■

税務・会計

1. 給与所得の年末調整: 本年最後の給与支払時まで
2. 固定資産税の納付期限(第3期): 12月中の市町村の条例で定める日

経営・経済

- 12月07日: 家計調査発表(総務省)
- 12月08日: 景気ウォッチャー調査発表(内閣府)
- 12月09日: 法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 12月13日: 日銀短観発表(日銀)
- 12月16日: 貿易統計発表(財務省)
- 12月16日: 日銀金融政策決定会合(日銀、17日まで)
- 12月24日: 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 12月28日: 有効求人倍率発表(厚労省)
- 12月28日: 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)
- 12月30日: 大納会(東証)



遺贈と債務控除の関係

日本の相続税は相続財産から負債と基礎控除を差し引いて計算されますが、中には控除できない負債もあります。また、差し引かれる負債(債務控除)はすべての方が受けられる制度ではありません。今号では、特定遺贈・包括遺贈と債務控除の関係についてご案内します。

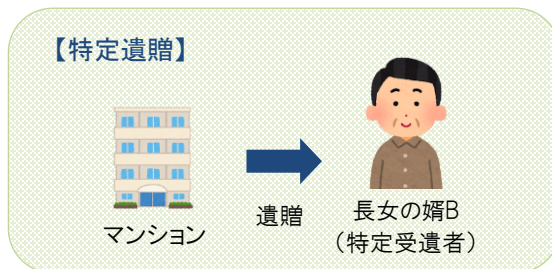
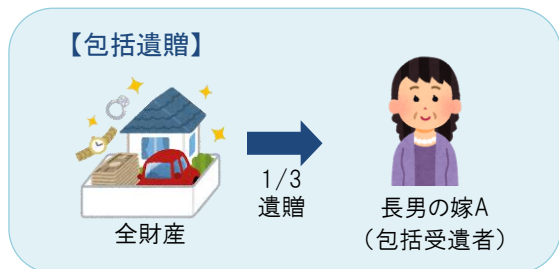
相続と遺贈の違い

相続が発生した場合、故人の遺言に基づいて財産を渡すのが「遺贈」です。遺贈は、遺言の内容によって「包括遺贈」と「特定遺贈」に分けられます。遺言がないときには、法定相続人による遺産分割協議が行われます。もし、相続人以外の方(生前お世話になった人や団体など)に遺産を残したいときに有効な手段が遺言書の作成です。



包括遺贈と特定遺贈

例えば、「長男の嫁Aに全財産の1/3を遺贈する」のように、抽象的な割合で包括的な持分を遺贈する場合は「包括遺贈」、一方「世田谷区のマンションは長女の婿Bに遺贈する」と財産が特定される場合は「特定遺贈」となります。どちらも一見同じように遺産を受け取るように思われますが、A(包括受遺者)とB(特定受遺者)は**債務控除の取り扱いが大きく異なります**。



債務控除の適用

相続税の計算で差し引かれる債務控除の対象は「**債務**」と「**葬式費用**」です。

包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有することになりますので、債務控除の適用が受けられます。相続放棄をしなければ故人の債務についても無限責任を負うことにもなるからです。

特定受遺者は特定の財産が対象となっているので相続人と同様の権利は無く、債務控除の適用が受けられません。先ほどの遺言が、「世田谷区のマンションとそのローン」を長女の婿Bに遺贈する」とあった場合、Bさんにローンの支払い義務は移りますが、相続税の計算では債務控除が受けられません。

AさんとBさんに同様な財産・債務を渡そうとしても、**結果的に納税額に大きな差が生じる**ことがあるので**注意が必要です**。



まとめ

今回は包括遺贈と特定遺贈と債務控除の基本的な取り扱いのご紹介のため、登場人物全員が日本に住んでいるという前提ですが、グローバル化が進む現代において故人や相続人・受遺者が海外に住んでいるケースも珍しくありませんし、債務控除の範囲は更に細分化されることとなります。円満な相続を望んで遺言作成を考えたとき、未然にトラブルを防ぐためには、専門家のアドバイスが必須といえるでしょう。



我が社はいくらで売れるのか？ ～中小企業のM&Aにおける売却価格の決まり方～

ある程度、確立された市場分野でビジネスを行っている中小企業のM&Aの場合、株式譲渡における売却価格の算定は”時価純資産プラス営業権法”が多く用いられます。算定方法は、時価純資産額＋営業権＝株式100%の譲渡額となります。下記にて、算定方法を分解して解説します。



◆ 時価純資産の算定 ～貸借対照表の資産と負債の時価を算定する～

時価純資産額の算定は、貸借対照表の資産と負債の帳簿価格と現在の時価が異なるものを洗い出して時価を算定し、純資産額を加減算します。例えば、下記項目の調整がよく起こります。

大項目	小項目	時価純資産が上がる要素 ↑	時価純資産が下がる要素 ↓	
流動資産	売掛金		回収が遅れている売掛金がある	
	商品		販売できない商品がある(デッドストック)	
	未収入金		回収できない未収入金がある	
固定資産	建物		減価償却を実施していない(期がある)	
	車両運搬具		簿価1円だが、売却すると価格が付く	減価償却を実施していない(期がある)
	土地		購入時期よりも地価の相場が上昇している	購入時期よりも地価の相場が下落している
その他資産	投資有価証券	購入時期よりも価格が上昇している	購入時期よりも価格が下落している	
	保険積立金	解約した場合に含み益が出る	解約した場合に売却損が出る(違約金等)	
固定負債	退職給付引当金	引当金の算定基準が高い(全員会社都合等)	引当金の算定基準が低い(全員自己都合等)	
簿外	保険積立金	BSに未計上の保険があり解約返戻金がある		
	退職給付引当金		引当金をBSに計上していない(簡便法)	

◆ 営業権(のれん)の算定 ～損益計算書の本来の儲けを算定する～

営業権(のれん)とは、将来発生する利益を売却時に払ってもらうものです。のれんの相場は業界により異なりますが、おおよそ利益の1年～5年の範囲です。その場合に対象となる利益の種類は、営業利益、経常利益、EBITDA(営業利益＋減価償却費)等があります。採用基準は、対象会社の本来の儲けを表している利益が選択されます。例えば、人材派遣会社の場合、大規模設備投資が継続的なケースは少ないため、EBITDA(営業利益＋減価償却費)がよく採用されます。本来の儲けを表す利益を選択し、本来の儲けを算定(調整)し、その金額に基づきのれんを算定します。その際、下記のような項目の調整がよく起こります。

大項目	小項目	のれんが上がる要素 ↑ (利益にプラスできる要素)	のれんが下がる要素 ↓ (利益をマイナスさせる要素)
	売上高	市場価格より安く販売している(高く販売可)	縁故先へ市場価格より高く販売している。
	売上原価	市場価格より高く仕入している(安く仕入可)	
販売管理費	役員報酬	退任役員の報酬が市場価格(相場)より高い	退任役員の報酬が市場価格(相場)より安い
	保険料	削減可能な保険がある(経営者保険等)	本来必要な保険に未加入
	地代家賃	無駄なスペースがあり、削減が可能な場合等	
	顧問料	利用していない顧問契約がある	
	交際費	日々のビジネスには不要な費用を計上している	
	燃料費・旅費	営業と関係のない費用を計上している	
	会費	日々のビジネスには不要な費用を計上している	

◆ 有利子負債(金融機関借入)が株価に与える影響 ～負債を引継ぐ＝お金を渡す～

買手側が投資判断する場合、株主価値(株式100%の価格)ではなく、企業価値(Enterprise Value)で判断します。企業価値(Enterprise Value)とは、株主価値(株式100%の価格)に純有利子負債(Net Debt)を加算した金額です。純有利子負債(Net Debt)とは、金融機関等の有利子負債から保有する現預金を差引いた金額です。買手企業側は売手企業の有利子負債を引き継ぐため、引継ぐ有利子負債も含めて投資額と考えます。したがって、純有利子負債が過大な場合、株主価値が減額となるケースもあります。